

◆第3章 関税定率法 第5節 関税定率法別表

頁	新	旧
489	<b>Check !</b> 通則5(b)の記載を以下のように修正。	
	<p><b>Check !</b></p> <p style="text-align: center;"><b>通 則 5 (b)</b></p> <p>(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、<u>適用しない</u>。</p>	<p><b>Check !</b></p> <p style="text-align: center;"><b>通 則 5 (b)</b></p> <p>(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、<u>この限りではない</u>。</p>

◆第4章 関税暫定措置法

頁	新	旧
525	[6]経済連携協定に基づく関税の緊急措置《暫定法第7条の8》の見出しを以下のように修正。	
	[6]経済連携協定に基づく関税の緊急措置《 <u>暫定法第7条の7</u> 》	[6]経済連携協定に基づく関税の緊急措置《 <u>暫定法第7条の8</u> 》

◆第7章 通関業法

頁	新	旧
652	[15]営業区域の制限内、(2)相互に関連する業務の(注)相互に関連する業務の例内、⑤の記述を差し替え。	
	<p>(注)相互に関連する業務の例</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 輸出申告等に合わせて保税運送申告が...(後略)</p> <p>⑤ <u>保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請</u></p> <p>⑥ 税関の管轄区域を越えて行う... (後略)</p>	<p>(注)相互に関連する業務の例</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 輸出申告等に合わせて保税運送申告が...(後略)</p> <p>⑤ <u>税関の管轄を越えて行う各種不服申立て手続</u></p> <p>⑥ 税関の管轄区域を越えて行う... (後略)</p>